

秋田県えるぼしチャレンジ支援金のご案内

えるぼし認定の取得を応援します！

秋田県では、県内の女性の活躍推進を図るため、女活法（※）第9条の規定に基づく認定（以下「えるぼし認定」という。）の取得に向けた取組を支援します。

（※）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

○ 支援金の額 上限50万円（補助対象経費の10/10（1企業1回））

※申請書の先着順に交付決定を行い、予算額に達した時点で受付終了となります。

○ 補助対象者

- ・秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度に基づく認定を取得した企業等（えるぼしチャレンジ企業）

○ 補助対象経費

えるぼし認定の取得に向けた取組を実施するために必要な経費

＜対象経費の例＞

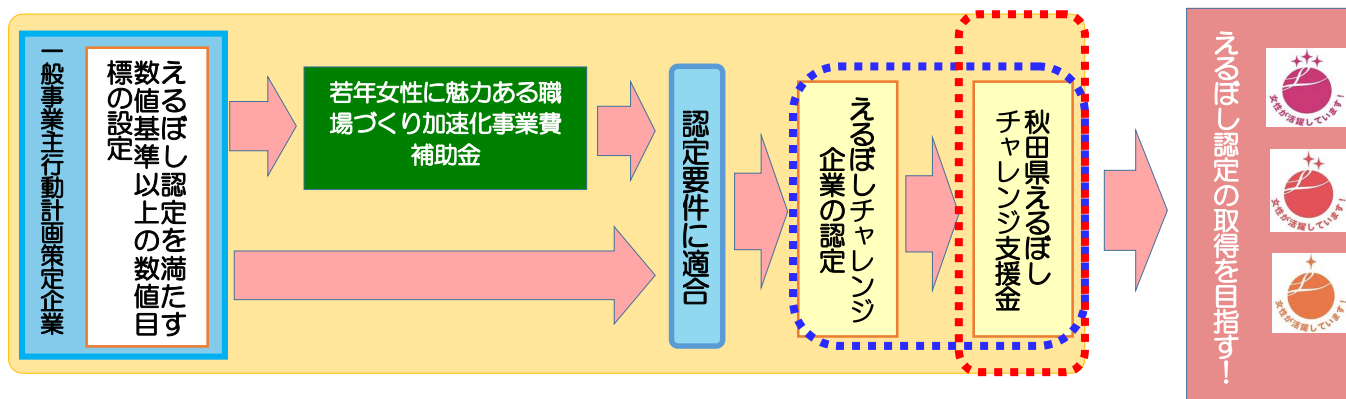
- ・ハード事業：女性専用トイレ、女性専用更衣室又は休憩室、子育てスペースの設置、修繕
- ・ソフト事業：社内研修の実施、外部研修への参加、福利厚生制度の創設、変更（創設、変更に係る現状分析、取組方法の検討を含む。）

○ 募集期間

4月1日から随時募集

申請などの詳細は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」（コンテンツ番号 64701）をご覧ください。

○ 補助金・認定・支援金のフロー図



【問い合わせ、申請書等の提出先】

秋田県あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 県庁5階
TEL 018-860-1555 FAX 018-860-3895
E-mail persons@pref.akita.lg.jp

